（取引日記帳）

第百五十九条　［略］

２　［略］

３　前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるところによることができる。

一　［略］

二　第一項第二号及び第八号に掲げる事項　第百十条第一項第五号又は第六号の規定により法第三十七条の四に規定する情報の提供を要しない顧客又は相手方の場合であって、当該顧客又は相手方と当該顧客又は相手方の資産に係る運用指図者が異なるときは、運用指図者から受注し約定した売買取引について当該運用指図者を第一項第二号に掲げる顧客又は同項第八号に掲げる相手方とすること。この場合においては、その旨を取引日記帳に表示しなければならない。

４　［略］

（顧客勘定元帳）

第百六十四条　［略］

２　［略］

３　前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるところによることができる。

一　［略］

二　第一項第一号チに掲げる約定価格又は単価及び同項第二号ニに掲げる単価　第百十条第一項第五号及び第六号の規定により法第三十七条の四に規定する情報の提供を要しない顧客から同一日における同一銘柄の注文を一括することについてあらかじめ同意を得ている場合には、同一日における当該銘柄の取引の約定価格又は単価の平均額を記載すること。この場合においては、その旨を顧客勘定元帳に表示しなければならない。

（トレーディング商品勘定元帳）

第百六十七条　［略］

２　［略］

３　前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるところによることができる。

［一・二　略］

三　第一項第一号ニ、第二号ト、第三号ホ、第四号ホ、第五号ハ及び第六号ニに掲げる事項　第百十条第一項第五号及び第六号の規定により法第三十七条の四に規定する情報の提供を要しない相手方の場合であって、当該相手方と当該相手方の資産に係る運用指図者が異なるときは、運用指図者から受注し約定した売買取引について当該運用指図者を第一項各号の相手方とすること。この場合においては、その旨をトレーディング商品勘定元帳に記載しなければならない。

［四・五　略］

（取引日記帳）

第百五十九条　［同上］

２　［同上］

３　［同上］

一　［同上］

二　第一項第二号及び第八号に掲げる事項　第百十条第一項第五号又は第六号の規定により契約締結時交付書面の交付を要しない顧客又は相手方の場合であって、当該顧客又は相手方と当該顧客又は相手方の資産に係る運用指図者が異なるときは、運用指図者から受注し約定した売買取引について当該運用指図者を第一項第二号に掲げる顧客又は同項第八号に掲げる相手方とすること。この場合においては、その旨を取引日記帳に表示しなければならない。

４　［同上］

（顧客勘定元帳）

第百六十四条　［同上］

２　［同上］

３　［同上］

一　［同上］

二　第一項第一号チに掲げる約定価格又は単価及び同項第二号ニに掲げる単価　第百十条第一項第五号及び第六号の規定により契約締結時交付書面の交付を要しない顧客から同一日における同一銘柄の注文を一括することについてあらかじめ同意を得ている場合には、同一日における当該銘柄の取引の約定価格又は単価の平均額を記載すること。この場合においては、その旨を顧客勘定元帳に表示しなければならない。

（トレーディング商品勘定元帳）

第百六十七条　［同上］

２　［同上］

３　［同上］

［一・二　同上］

三　第一項第一号ニ、第二号ト、第三号ホ、第四号ホ、第五号ハ及び第六号ニに掲げる事項　第百十条第一項第五号及び第六号の規定により契約締結時交付書面の交付を要しない相手方の場合であって、当該相手方と当該相手方の資産に係る運用指図者が異なるときは、運用指図者から受注し約定した売買取引について当該運用指図者を第一項各号の相手方とすること。この場合においては、その旨をトレーディング商品勘定元帳に記載しなければならない。

［四・五　同上］